

商 品 概 要 説 明 書

令和6年12月2日現在適用中

1. 商品名	・住宅サポートローンワイド
2. ご利用いただける方	・当金庫の住宅ローン（有担保）をご契約中の方（※） ・申込時満20歳以上完済時満80歳未満の方 ・安定継続した収入がある方 ・当金庫の営業区域内に居住あるいは勤務されている方 ・保証会社の保証が受けられる方 （※）住宅ローンが延滞中の場合はご利用いただけません
3. お使いみち	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ①申込人または申込人家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が必要とする資金 ※申込時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金もご利用いただけます ②申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金 ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンの解約が必要となります - 以下のお使いみちにはご利用いただけません ・個人間売買による購入費用 ・支払先が申込人または配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ・株式取得資金 ・投機的な性格の資金 ・税金支払資金 ・転貸資金 ・住宅ローンの不足資金
4. ご融資方法	・証書貸付
5. ご融資金額	・10万円以上500万円以内（1万円単位）
6. ご融資期間	・3ヵ月以上20年以内
7. ご返済方法	・毎月元利均等分割返済 ※毎月5日、15日、25日のいずれかの日を選択していただきます ※ご融資金額の50%以内までボーナス返済のご利用もいただけます ※元金据置はご利用いただけません ※店頭にて返済額を試算いたします
8. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
9. 担保・保証人	・必要ありません
10. ご融資利率	・変動金利（保証料含む） ・最新の基準金利については、「個人ローン利率一覧表」または店頭にてご確認ください ・融資実行後のご融資利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「基準日」という）の当金庫住宅ローンプライムレートを基準として見直しを行います ・変更後のご融資利率は、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします ・ご融資利率に変動があった場合でも、一定期間は返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、返済額については、ご融資後2回目の10月1日を基準として見直しを行います ・以降も2年毎に同様の見直しを行いますが、変更後の返済額は変更前の1.25倍を上限とします ・最終回返済日に借入金の一部および未払利息等が残る場合は、一括して返済いただきます

11. 必要書類	・本人確認資料として、①運転免許証 等 ・所得確認資料として、②源泉徴収票 等 ・資金使途確認資料として、③見積書 等 ・支払済資金確認資料として、④領収書 等 ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金の場合、完済が確認できる資料
12. 事務手数料・保証料	・事務手数料、保証料（ご融資利率に含んでいます）は、別途お支払いいただく必要はありません
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所（9時～17時、058-265-1151）で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合せください
14. その他	・当金庫および保証会社の審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください ・くわしくは、ダイレクトバンキングセンタームーミン支店（フリーダイヤル0120-6388-03）までお問い合わせください